

おしらせ 掲示板



- ★上士幌町役場 ☎ 2-2111
- ★教育委員会 ☎ 2-3014
- ★ふれあいプラザ
 - ◇健康増進担当 ☎ 2-4128
 - ◇介護支援担当 ☎ 2-5555
 - ◇浴場部門 ☎ 2-4126
- ★十勝総合振興局（土木現業所・保健所含む）
☎ 0155-24-3111

※このコーナーに掲載されている帯広市近郊市町村の市外局番(0155)は省略しています。また、役場、教育委員会、ふれあいプラザ、および十勝総合振興局の電話番号は、上記に掲載しましたので、こちらを参考にしてください。

工業統計調査にご協力ください



製造業を営む事業所を対象として、その活動実態を明らかにすることを目的とした平成22年工業統計調査を12月31日現在で実施します。

本調査は、国の重要な統計調査であり、調査結果は国や地方公共団体の行政施策の重要な基礎資料として使われるほか、大学や民間の研究機関、小・中・高等学校の教材などに広く利用されています。

みなさんからご提出していただく調査票については、統計法に基づき調査内容の秘密は厳守されますので、正確なご記入をお願いします。 ※詳しいお問い合わせは、企画財政

課情報交流担当(内線265)杉本、深瀬まで

公営住宅入居者募集!

特公賃住宅(ふれあい団地・14区) 1戸の入居者を募集します。

◇入居資格 住宅に困窮していて、所得(月額)が15万8千円を超え、町が定める基準に該当する者。

◆募集住宅 2LDK1S 1戸
D棟2階(平成11年建築・世帯向)
◇家賃(収入区分によろ)
月額4万3600円～

◆募集期間 12月1日(水)～10日(金)
※詳しいお問い合わせは、建設課公営住宅担当(内線153)老月まで

住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況について

住民基本台帳法の規定に基づき、平成21年11月1日～平成22年10月31日までの住民基本台帳の一部の写しの閲覧について公表いたします。

これは、平成18年11月より住民基本台帳法第11条第3項および第11条の2第12項、住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令第3条の規定に基づき、住民基本台帳の閲覧状況を公表しています。

①申出者の氏名

○藤原環境科学研究所
◆利用目的の概要 北海道より委託された「道内の省エネルギー・新エネルギー導入意向等調査」の業務に必要な調査対象者の抽出

◆閲覧年月日 平成22年1月12日
◆閲覧に係る住民の範囲 上士幌町全域(50件)

②申出者の氏名 ㈱日経リサーチ
◆利用目的の概要 国立教育政策研究所より委託された「国際成人力調査予備調査」の業務に必要な調査対象者の抽出

◆閲覧年月日 平成22年1月15日
◆閲覧に係る住民の範囲 字上士幌に在住する人(33件)

③申出者の氏名 ㈱地域創造研究所
◆利用目的の概要 北海道より委託された「平成22年度道民意識調査」の業務に必要な調査対象者の抽出

◆閲覧年月日 平成22年6月22日
◆閲覧に係る住民の範囲 字上士幌東2線に在住する人(10件)
※詳しいお問い合わせは、町民課戸籍年金担当(内線134)佐藤まで

第59回 糖尿病友の会

◆日時：12月8日(水) 11:00～
◆場所：ふれあいプラザ調理室

【内容】

1. 血圧・血糖測定
2. 年末・年始の食生活
…どれだけ食べたらいいの…
講師 管理栄養士 西垣知子
3. 試食会 お雑煮とおせち料理
4. 糖尿病の話
講師 院長 小泉洋一

◇参加を希望せれます方は病院受付にてお申し込みください。
※詳しくお問い合わせは、社会医療法人北斗 十勝恵愛会病院(☎2-2010)まで

交通事故や犯罪のない年末を

年末は何かと慌ただしくなり、交通安全や防犯に対する意識も低下がちです。ご家族やご近所同士でお互いに声をかけあい、事故や犯罪を未然に防止して、明るい年末、希望に満ちた新年を迎えましょう。

◆人も車も交通安全！

日ごとに気温が下がり、道路環境が刻々と変化しています。ドライバーのみなさんは運転感覚を冬道モードに切り替え、より慎重な運転を心がけましょう。特に夕方から夜間にかけては、歩行者を発見しづらいため、十分注意してください。

歩行者のみなさんは、夜間に外出する際は明るい色の服装や夜光反射材を身に付けるなどして、ドライバーから発見されやすいようにしましょう。夜光反射材は、町民課生活環境担当窓口（上士幌町交通安全協会事務局）にて無料で提供していますので、ぜひご利用ください。

また、これからの時期はお酒を飲む機会が多くなりますが、「飲んだら乗らない」「乗るなら飲まない」「乗る人に飲ませない」を徹底し、みんなで飲酒運転を追放しましょう。

◆やめよう！路上駐車

市街地の商店街付近で、交通ルールを無視した路上駐車が見つけられます。

路上駐車は、一般車両はもちろん、緊急車両や除雪車などの



作業車の通行の妨げとなり、救急活動や作業が遅れる原因となります。また、安全確認の妨げとなり交通事故を引き起こす原因にもなります。少しの時間でも駐車場を利用する習慣を身に付けましょう。

◆車上狙い・空き巣に注意！

上士幌町防犯協会が駐在所の協力のもと10月に実施した調査『防犯診断』では、市街地商店街付近における駐車車両の8%が無施錠（自転車は59%が無施錠）という非常に悪い結果でした。「少しの時間だから」というちょっとした油断が犯罪を招きます。車を離れる際は、短時間でもドアロックをし、車内には貴重品を残さないようにしましょう。

同様に、家を空けるときは必ず戸締りをしてから外出しましょう。また、長期間留守にするときは、隣近所に一声かけましょう。

北海道外アイヌの生活実態調査にご協力を

北海道に住んでいるアイヌの人々については、これまで定期的な生活実態調査が行われてきましたが、道外では、一部を除いて行われたことがありません。そこで、住んでいる

場所に左右されずに生活を営み、文化振興や伝承等を行えるよう全国的に必要な政策について検討するため、政府において「北海道外アイヌの生活実態調査」を実施することとなりました。

現在、北海道内にお住まいのアイヌの方々に対し、調査にご協力いただける、北海道外にお住まいのアイヌの親戚や知人のご紹介をお願いしています。ご紹介いただける方は、社団法人北海道アイヌ協会まで

ご連絡をお願いいたします。なお、この調査は無記名です。回答することで個人が特定されることはありません。この調査を今後のアイヌ政策の検討に役立てるため、多くの方々のご理解とご協力をお願いいたします。

※詳しいお問い合わせは、社団法人北海道アイヌ協会（☎011-221-0462）まで



小規模企業共済制度のご案内

小規模企業共済制度は、個人事業主または会社などの役員の方が事業をやめられたり退職されたりした場合に、生活の安定や事業の再建を図るための資金をあらかじめ準備しておく国が作った共済制度です。

掛金は、全額所得税控除で、受け取る共済金も退職所得扱いは、公的年金等の雑所得扱いとなります。

(中小企業倒産防止共済制度)

経営セーフティ共済のご案内

経営セーフティ共済は、取引先の突然の倒産が原因で、経営悪化の危機に直面してしまったときに資金を借り入れることができる制度で、中小企業を守るために国がつくった共済制度です。

無担保・無保証人で積立掛金の10倍の範囲内（最高3,200万円）で被害額相当の共済金が借入れ可能です。毎月の掛金も税法上、必要経費または損金に算入できます。

上記2共済制度の加入申し込みなどは詳しいお問い合わせは、商工会、金融機関の窓口などで取り扱っています。

◇中小企業基盤整備機構共済制度のURL

http://www.smrj.go.jp/kyosai_index.html

◇中小企業基盤整備機構コールセンター ☎050-5541-7171

お知らせ 掲示板

エアゾール式簡易消火具 を持っていませんか？

エアゾール消火具の一部に、製造工程上の不具合が原因で缶内面に腐食が起こり、液漏れや亀裂・破裂が occurする事が判明し、自主回収をおこなっています。

インターネットで「ヤマトプロテック お詫びとお知らせ」と検索していただくと一覧表に対象となるヤマトボーイKT・FMボーイKの対象番号が記載されています。
※お客様相談窓口

①平日(土・日・祝祭日を除く)

受付時間 9時～17時

☎0120-1801-084

②平日17時以降及び土・日・祝祭日

☎072-361-2101

◇自主回収対象商品は、次のとおり

です。危険な事故に繋がりますので、
もう一度確かめください……

必ずチェック 最低賃金!
使用者も 労働者も!!

北海道最低賃金 時間額 691円

北海道内で事業を営む 平成22年10月15日発効
使用者及びその事業場で働くすべての労働者(臨時、パートタイマー、アルバイトなどを含む)に適用される北海道最低賃金が改定されました。

厚生労働省北海道労働局労働基準監督署(支署)

FMボーイK	
製造番号	品質保証期間
KN301	2005.02
KN322	2005.02
KD319	2005.03
K1425	2005.04
K2408	2005.05
K2421	2005.05
K3406	2005.06
K3418	2005.06
K4423	2005.07
K7425	2005.10

ヤマトボーイKT	
製造番号	品質保証期間
K0331	2005.01
K0331	2005.02
KN326	2005.02
KD317	2005.03
K1426	2005.04
K2407	2005.05
K2420	2005.05
K3407	2005.06
K3419	2005.06
K4422	2005.07
K4724	2005.10

国民年金インフォメーション

■病気やケガで障がい者になったら障害基礎年金

■こんなとき支給されます

- 国民年金加入中あるいは20歳前に初診のある病気やケガで障がい者になったとき
- 初診日が60歳以上65歳未満で日本に住んでいる人が障がい者になったとき
- 20歳前に病気やケガなどで障がい者となった人は、20歳になったときから受けられます。ただし、本人の所得制限があります。

■支給を受けるには

- 障害認定日(初診日から1年6ヶ月を経過した日、または症状が固定した日)に1級、または2級の障がいの状態にあるとき
- 障害認定日には1級、または2級に該当する障がいの状態になかった人が、65歳に達する前日までに、障害等級に該当することになったとき

■納付要件

- 初診日の前日において前々月までの加入期間の3分の2以上保険料を納めていること(免除期間、学生納付特例期間、若年者納付猶予期間を含む)
- ※平成28年3月31日までに初診日がある場合は、特例として初診日前の1年間に保険料の滞納がなければ受けられます。

■年金額は ○1級障害 990,100円 ○2級障害92,100円

※詳しいお問い合わせは、町民課戸籍年金担当(内線136)佐藤まで



税務署からのお知らせ

相続、贈与などにより取得した生命保険契約や損害保険契約などに係る年金の所得税の取扱いを改めることにしました。

この取扱いの変更により、所得税

の還付を受けることができると場合があります。

◇国税庁ホームページ

<http://www.nta.go.jp/>

※詳しいお問い合わせは、国税庁札幌国税局常広税務署(☎24-2161)まで

地域を変えてく新しい力 地域おこし協力隊 活動報告

TITLE:「ブログ『かみしほろん.com』への参加をお願い致します」

記:情報交流推進員 木下泰明



4月に地域おこし協力隊としてこの上士幌町にやってきて、もうすぐ8ヶ月が経過しようとしています。

この間、広報の撮影担当として多くの取材に出かける傍ら、町HPの管理やブログポータルサイト「かみしほろん.com」での情報発信活動に取り組んできました。更に、広報かみしほろん8月号からは写真撮影だけでなく「まちのわだい」2ページの誌面制作も任せてもらえるようになり、毎月どんな話題を取材してどんなふうに掲載するのか、頭を悩ませながらもやり甲斐のある仕事をさせてもらっています。

また、自身が直接担当する仕事以外にも、町が関係する事業には情報交流担当として、あるいは一町民として積極的に参加しました。10月には片道3時間の山道を歩いて東大雪連峰・丸山にある丸山噴泉塔に赴き、ひがし大雪博物館による現地調査のサポートをしました。その他、教育委員会が主催する「かみしほろん学」にも参加し、夏場に発掘調査が行われた嶋木遺跡や、音更川でかつて行われた「流送」の遺構がある清水谷の水天宮を見学。

こうした体験を重ねるにつれ、上士幌には町外にあまり知られていない「地域資源」がまだまだあることが分かってきました。

一方で課題としてあるのは、「かみしほろん.com」の新規利用者を今後もっと増やしてゆきたいということです。

ブログは、町内の様々な個人・企業・団体が情報を緩やかに共有するツールとして最適ですし、実は沢山あった「地域資源」をより多くの人に知ってもらうために有効なツールでもあります。また、商業者にとっては自社の商品やサービスを手軽に宣伝するのに大変役立ちます。

今後は、利用することのメリットをより周知し、参加を促していけたらと考えています。とりわけ、パソコン操作にある程度明るい、若い世代の方に積極的に参加して頂けるとなによりです。



▲丸山噴泉塔での調査

火の用心



■気を引き締めて「火災予防」

寒い時期にはいりストーブ等の暖房器具を使用すると思いますが、少しの油断が火災に繋がり、命に係わる事になります。火の元には十分注意しましょう。

☆命を守る7つのポイント☆

- ・寝タバコは絶対やめる。
- ・ストーブは燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ・ガスコンロなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。
- ・逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器等を設置する。
- ・寝具や衣類からの火災を防ぐために防災製品を使用する。
- ・火災を小さいうちに消すために、住宅用火災警報器等を設置する。

■平成22年10月31日現在の火災・救急出場状況

- ◆火災出動 2件(うち10月 0件)
- ◆救急出場 166件(うち10月 16件)

- ・お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる

■資格試験のご案内

【危険物取扱者試験】

- ◇試験日 平成23年1月30日(日)
- ◇試験種類 甲種・乙種(1～6類)・丙種
- ◇試験地 帯広市 他6市
- ◇願書受付 12月8日(水)～16日(木)

【消防設備士】

- ◇試験日 平成23年1月30日(日)
- ◇試験種類 甲種(1～5類)・乙種(1～7類)
- ◇試験地 帯広市 他6市
- ◇願書受付 12月8日(水)～16日(木)

今年度からインターネットによる受験申請ができます。

※詳しいお問い合わせは、予防第1係(内線525)坂田・荒木・小野内まで